# 陸前高田市プロポーザル方式の実施に関する指針

（目的）

第１　この指針は、陸前高田市が発注する委託業務、建設工事等（以下「業務・工事等）の契約で、プロポーザル方式によりその契約の相手方となる候補者を特定する場合の手続きについて、共通して遵守すべき事項を定め、プロポーザル方式による契約の公平性、透明性及び客観性を確保することを目的とする。

（定義）

第２　この指針において「プロポーザル方式」とは、その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適しないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性、地域性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、当該業務・工事等に係る企画提案を受け、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を特定する方式をいう。

２　プロポーザル方式は、次に掲げるものとする。

⑴　公募型　広くプロポーザルへの参加を募集し、当該募集に応じて申込みがあった者のうちから、当該プロポーザルへの参加資格要件を満たす者により実施する方式

⑵　指名型　プロポーザルへの参加資格要件を満たす者の中から、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受けて実施する方式

（対象業務・工事等）

第３　プロポーザル方式により候補者を特定することができる業務・工事等は、実績、専門性、技術力、企画力、創造性、地域性等価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要のあるものとする。

（参加資格）

第４　プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと。

⑵　陸前高田市営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「建設工事等指名停止等措置基準」という。）第２第２項の規定及び陸前高田市物品購入等に係る指名停止等措置基準（以下「物品購入等指名停止措置基準」という。）第２第２項の

規定による指名停止を受けている者でないこと。

⑶　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更正計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

⑷　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

⑸　陸前高田市入札契約に係る暴力団排除要綱（平成２７年陸前高田市告示第１６１号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。

⑹　業務・工事等全般に関し、指名停止措置基準別表第２第５号に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不適当と認められるものでないこと。

２　前項のほか必要な参加資格要件は、当該業務・工事等の内容等に応じて、別に定めるものとする。

（事前協議）

第５　当該業務・工事等を発注する所管課（以下「所管課」という。）は、プロポーザル方式が当該業務・工事等の候補者の特定に最もふさわしい方法であるかを十分に検討し、別紙様式により、あらかじめ総務部財政課と協議するものとする。

（プロポーザル選定委員会）

第６　所管課は、当該業務・工事等のプロポーザル方式を実施するに当たり、候補者の選定過程等に公正性、透明性及び客観性を確保するため、プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

２　選定委員会の設置及び運営に当たっては、次項及び第４項に掲げる事項を規定したプロポーザル選定委員会設置要領を策定するものとする。

３　選定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

⑴　企画提案の内容審査

⑵　候補者（次点者）の選定

⑶　その他審査に関して必要と認めるもの

４　選定委員会は、次により組織するものとする。

⑴　委員会は委員長１名、副委員長１名、委員複数名で構成すること。

⑵　委員長は副市長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

⑶　副委員長は委員の中から互選し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

⑷　委員は次の者のうち、所管課の部長級（所管課に複数の部長級がいる場合は、専ら所管課を総括する部長級）を除く者をもって充てる。

ア　企画部長

イ　総務部長

ウ　福祉部長

エ　市民協働部長

オ　農林水産部長

カ　商工交流部長

キ　建設部長

ク　防災局長

ケ　教育次長

コ　市長の事務部局の次長

⑸　前号のほか、当該業務・工事等の特殊性等により、必要に応じて学識経験者等の外部の者を委員とすることができる。

⑹　委員に欠員が生じた場合は、所管課の者を除く代理の者をもってこれを補充するものとする。ただし、企画提案書等の審査開始後は、この限りでない。

⑺　委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

５　選定委員会の庶務は、所管課が行う。

（実施要領の策定）

第７　所管課は、プロポーザル方式の実施に必要な事項を定めた実施要領を策定するものとする。

２　実施要領において定める事項及び内容は、別表のとおりとする。

（候補者の特定方法、選定結果の通知等）

第８　候補者の特定に当たっては、選定委員会において、あらかじめ定めた審査方法等により行わなければならない。

２　選定の結果は、速やかに企画提案者の全者に通知するものとする。

（情報の公表）

第９　プロポーザル方式の公正性及び透明性を高めるため、候補者の決定後、速やかに当該決定に係る情報を公表するものとする。

２　公表する情報は次の事項とし、陸前高田市ホームページにおいて公表するものとする。

⑴　件名

⑵　所管課名

⑶　候補者名

⑷　その他必要な事項

（契約）

第１０　所管課は、決定した候補者と当該業務・工事等に係る仕様内容を協議し、その内容を決定した後において見積書を徴し、随意契約により契約を締結する。

（失格事項）

第１１　プロポーザル方式の参加者が、次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

⑴　参加資格要件を満たさなくなった場合

⑵　提出書類に虚偽の記載又は選定に影響を与えるような不備があった場合

⑶　当該プロポーザルの参加に関し、不誠実な行為があったと認められる場合

（留意事項）

第１２　実施要領には、企画提案者から提出された企画提案書等について、陸前高田市情報公開条例（平成１６年陸前高田市条例第１０号）の規定に基づき、第三者に開示する場合があることを明記すること。

（その他）

第１３　所管課の基本的な事務手順は別紙による。

２　この指針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この指針は、令和４年４月１日より適用する。

２　この指針は、令和４年１１月１８日より適用する。

３　この指針は、令和５年４月１日より適用する。

４　この指針は、令和６年８月１日より適用する。

５　この指針は、令和７年４月１日より適用する。

６　この指針は、令和８年４月１日より適用する。

別表（第７関係）

実施要領に定める事項

| 事項 | 主な内容 | 公募型 | 指名型 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| １業務・工事等概要 | 業務・工事等の件名、目的、内容及び期間 | ○ | ○ | |
| ２予算 | 見積限度額 | ○ | ○ | |
| ３実施形式 | 公募型又は指名型 | ○ | ○ | |
| ４参加資格 | 必要な参加資格 | ○ | ― | 当該業務・工事等に必要な資格 |
| ５募集内容 | 募集方法、申込方法、期間等 | ○ | ― | |
| （※指名型） | （※参加意思表示方法等） | ― | ○ | |
| ６候補者決定方法 | 候補者選定手続きまでの流れ | ○ | ○ | |
| ７説明会 | 開催日時、場所 | ○ | ○ | 実施する場合 |
| ８質疑応答 | 提出方法、期限、提出先、回答方法等 | ○ | ○ | |
| ９参加申込資格審査 | 申込方法、審査、通知、説明請求等 | ○ | ○ | |
| 10 企画提案書作成方法 | 企画提案書等を作成する際の手順等 | ○ | ○ | 著作権等の取扱い |
| 11 審査方法 | 審査の方法、進め方、審査基準等 | ○ | ○ | |
| 12 審査結果 | 通知方法、通知時期等 | ○ | ○ | |
| 13 日程 | 全体のスケジュール | ○ | ○ | |
| 14 提出書類の取扱い | 提出書類・提案書類の取扱い等、提出された書類の開示に関する事項 | ○ | ○ | |
| 15 情報公開及び提供 | 情報公開及び提供の内容、方法等 | ○ | ○ | |
| 16 問い合わせ先 | 担当課名、連絡先 | ○ | ○ | |
| 17 その他 | 必要経費の負担、辞退の取扱い、失格事項等 | ○ | ○ | |

※必要に応じて、企画提案書作成要項、審査要項、仕様書等を別途作成できる。